



**JASDAQ**

平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社創健社  
代表者名 代表取締役社長 中村 靖  
(コード番号 7413 ジャスダック)  
問合せ先責任者 取締役管理本部長 飯田雅之  
(TEL. 045-491-1441)

### 株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 50 回定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします（以下「本株式併合」といいます。）。

##### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日（日）をもって、平成 29 年 9 月 30（土）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	7,055,000 株
株式併合により減少する株式数	6,349,500 株
株式併合後の発行済株式総数	705,500 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、

株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

200 万株

(3) 併合により減少する株主数

下表の平成 29 年 3 月 31 日現在における株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 29 名（その所有株式数の合計 37 株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、当該株主様は、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買取を当社に請求することができるのと同時に、会社法 194 条および当社定款第 8 条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができます。

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
総株主	1,217 名	(100.0%)	7,055,000 株	(100.0%)
10 株未満	29 名	(2.4%)	37 株	(0.0%)
10 株以上	1,188 名	(97.6%)	7,054,963 株	(100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 50 回定時株主総会において、本株式併合に係る議案および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日（日）をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 50 回定時株主総会において、株式併合に係る議案および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式の併合（2）併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を 2000 万株から 200 万株に変更いたします。

(2) 変更内容

平成 29 年 10 月 1 日（日）をもって、発行可能株式総数を 2000 万株から 200 万株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 50 回定時株主総会において、株式併合に係る議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更の件に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 18 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日

※上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

5. その他

本日別途、「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単元の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	500 株	5 個	なし
例②	2,001 株	2 個	200 株	2 個	0.1 株
例③	527 株	なし	52 株	なし	0.7 株
例④	8 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7 株式併合後により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買取りをしてもらえますか。

A. 併合後でも、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 15 日	株式併合公告日
平成 29 年 9 月 26 日	現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	当社株式の売買単位が 100 株に変更
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数の変更の効力発生日

**【※お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**【平成 29 年 8 月 13 日以前の当社株主名簿管理人は以下のとおりです。】**

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

**【平成 29 年 8 月 14 日以降の当社株主名簿管理人は以下のとおりです。】**

〒183-0044

東京都府中市日鋼町 1-1

三菱UFJ 信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)